

高知県社会福祉法人経営者協議会 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、会則第5条に基づく会費について定めるものとする。

(会費額)

第2条 年会費は、会員の経営する経営規模（事業活動収入額）により、次のとおりとする。

(1) 小規模（※1） 35,000円

(2) 中規模（※2） 68,000円

(3) 大規模（※3） 120,000円

※1…小規模：前年度事業活動収入額2億円未満

※2…中規模：前年度事業活動収入額2億円以上～10億円

※3…大規模：前年度事業活動収入額10億円超

※4…経営規模（事業活動収入額）とは、法人全体のすべてを合算した収入額（社会福祉事業区分、公益事業区分、収益事業区分）を言う

2 年会費には、全国社会福祉法人経営者協議会会費を含むものとする。

(納入期限)

第3条 会費は、毎年9月末日までに納入するものとする。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この一部改正規程は平成6年6月14日から施行する。

附 則

この一部改正規程は平成7年6月23日から施行する。

附 則

この一部改正規程は平成12年5月25日から施行し、平成12年6月1日から適用する。

附 則

この一部改正規程は平成14年6月5日から施行する。

附 則

この一部改正規程は平成17年5月12日から施行する。

附 則

この一部改正規程は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この一部改正規程は令和2年6月11日から施行する。